

コレラ予防の「心得書」と長與專齋

小 島 和 貴

- 一 はじめに
- 二 虎列刺病豫防法心得
- 三 傳染病豫防法心得書
- 四 虎列刺病豫防消毒心得書
- 五 傳染病豫防及消毒心得書
- 六 おわりに

一 はじめに

岩倉遣外使節団に文部理事官随行として参加した長與專齋は、米欧の医学教育の調査を進める中で、近代衛生行政の存在に気づくこととなった。帰国後、文部省医務局長として医制の制定に関与⁽¹⁾し、明治九年には米国万国医学会に出席のため、再び渡米の機会を得⁽²⁾、そこでの調査もふまえて時の内務卿大久保利通に提出したのが「衛生意見」である。⁽³⁾同意見書では、介達衛生法と直達衛生法を軸として、近代衛生行政にとって必要な医学教育と

の連携、薬舗の見直し、衛生取締の役割等が指摘されていた。しかし、近代衛生行政の社会化に努める長與を待ち受けていたのは、維新以後明治一〇年より始まるコレラの流行であった。

コレラ対策としては、明治一〇年に虎列刺病豫防法心得⁽⁴⁾、明治一二年のコレラの流行に遭遇して後には、中央衛生会、地方衛生会、府県衛生課等の組織も拡充された。⁽⁵⁾ 明治一三年には傳染病豫防規則⁽⁶⁾や傳染病豫防法心得書の制定等もなされた。この明治一三年の心得書は明治二三年に改正された。⁽⁸⁾ この二三年の心得書が出された際、初代衛生局長を務めた長與は虎列刺病豫防法心得に始まるコレラ予防の「心得書」に注目し、「今般改正になりたる傳染病豫防心得書と從來の心得書と新舊比較對照」しながら、「豫防心得書の沿革」について論じた。⁽⁹⁾ 本稿は虎列刺病豫防法心得に始まる心得書に長與との關係を重視しつつ注目する。そして内務省の伝染病対策の中で示されてきた心得書をめぐる長與の立場を考察する中で、長與の衛生行政論の一端を明らかにしていくことを予定するものである。

衛生行政史の文脈では従来より長與專齋はよく知られるところであった。これまでの文献では「衛生局の歴史は、即ち長與專齋の歴史である」⁽¹⁰⁾、「『衛生』という言葉をきくと長與專齋を思い出す」⁽¹¹⁾等の指摘がなされてきた。しかし近年、学術的な視点から本格的に長與を取り上げたのは笠原英彦氏である。⁽¹²⁾ 同氏は長與の衛生行政論を「自治」の視点から詳細に考察されている。⁽¹³⁾ この長與の衛生行政論を「自治」との關係から整理しようとする見解は近年浸透してきているように見受けられる。一方、長與の生涯を描いた業績も提出されている。⁽¹⁴⁾ こうした情況の中、ささやかではあるが、本稿の議論を通じコレラ予防の「心得書」及び長與の衛生行政論に対する理解を多少なりともすすめることができるのであれば幸いである。

二 虎列刺病豫防法心得

陸軍軍医として活躍の場を見出し、後に中央衛生会や内務省衛生局等においても、長與專齋とともに伝染病対策に当たることとなる石黒忠恵は明治四年の『虎烈刺論』緒言において「急性傳染病ノ流行スルヤ戸々枕ヲ列子家々屍ヲ荷フ就中痢病虎烈刺病窒扶斯熱ノ若キ尤甚シトス」⁽¹⁵⁾として急性伝染病の被害の大きさを指摘した。

その後、明治一〇年を迎えると、その被害が「尤甚シ」とされたコレラが、清国の地にあつて流行していること、そして「其症たる甚暴劇」であることが、七月四日付にて、現地より外務省に報告された⁽¹⁶⁾。彼地のコレラの流行に関する情報は外務卿からの知らせにより内務省も知るところとなった⁽¹⁷⁾。知らせを受けた同省は、神奈川、長崎、兵庫の三県に命じて、避病院を人家隔絶した島嶼等に設け、医員及び官吏を撰差し、入港の船舶を検案し、患者が発見された際には、避病院への送致を行い、治療体制を整えること等に着手した⁽¹⁸⁾。この時内務省はコレラ対策をめぐり、英国との間に課題を確認していたが、同省としては「該病ノ流播スルヤ勢甚タ迅疾ナレハ病毒侵入ノ前ニ於テ之カ豫防ノ方法ヲ講セサレハ後チ臍ヲ嚙ムモ及フ可カラス」との判断もあり、養生法吐瀉物洗淨法、虎列刺病豫防法心得の両草案が用意された⁽²¹⁾。前者は、「各人一個ノ自愛保身ノ道ヲ論」すものとして、後者は「警視本署及ヒ地方官ノ着手順序ヲ示」すものとしてそれぞれ起草された経緯がある⁽²²⁾。結果として、前者は八月二四日、第五号として報告され、後者は同月二七日、次に示す内務省達乙第七十九號として公達された⁽²³⁾。

乙第七十九號

府 縣 東京府ヲ除ク

虎列刺病豫防法心得別冊編製相達候條實地流行之際ニ於テハ更ニ該法ヲ考訂斟酌シテ臨時相達候儀モ可有之候得共豫防

方法之儀ハ病毒侵入之前豫メ注意ヲ要スル事件不尠ニ付爲心得此旨相達候事

明治十年八月廿七日

内務卿大久保利通

この乙第七十九号別冊として編成されたものが長與が「虎列刺病豫防心得」の「始め」として位置づけたものである。⁽²⁴⁾ここで別冊として編成された虎列刺病豫防法心得は、二四か条よりなり、附録として消毒薬及其方法も附された。⁽²⁵⁾乙第七十九號にも「豫防方法之儀ハ病毒侵入之前豫メ注意ヲ要スル事件不尠」とあるように、別冊では海港検疫のことがまず規定された。第一条では、「外国地方ニ『虎列刺』病流行シテ内務省ヨリ檢疫規則ノ施行ヲ命スルトキハ開港場アル地方長官ハ醫員衛生掛警察吏等ヲ撰定シテ其委員」とし「外國領事ニ協議シ該規則ヲ遵奉シテ豫防拒絶ノ事ヲ擔任」させることとした。国内のコレラ患者に關しては、第一三条では「患者アル家族」と「他家」との「妄リニ往來」することを禁じた。第十九条では、「便所芥溜下水溝渠」など「一般ノ清潔」に關しても注意が払われた。加えて、その第七条に明らかなように、地方官は医師による届け出を受けた際、「亞細亞虎列刺」であることを確認したならば、「委員ヲ命シ豫防ノ方法ヲ着手シ内務省ニ申報シ且ツ管内近隣ノ地方廳ニ報告」することが求められた。一方、同心得書が公達された翌月には、神奈川県下にコレラ患者發生の報告が寄せられることとなった。⁽²⁶⁾長崎県では「九月上旬ヨリ港内大浦及ヒ浪ノ平町ニ流行シテ遂ニ蔓延ノ勢ヲ逞ウ」する状態であつたとの記録がある。⁽²⁷⁾さらに、この年のコレラ被害は西南戦争の凱旋兵とともに拡大していった。⁽²⁸⁾

西南ノ騷擾已ニ平定シ征討ノ諸軍逐次凱旋スルニ際シ嘗テ長崎ヨリ鹿兒島ニ浸染セシ病毒ノ兵士間ニ撒布スル者船中ニ

稠聚スルニ因リテ大ニ其蕃殖ヲ促シ十月一日ニ至リ隅田、兵庫、熊本、豊島、敦賀、東海、住江、平安ノ諸船一時ニ神戸ニ湊リテ病毒ヲ齎ラス者少ナカラス：（中略）：此時ニ當テ神戸ノ紛擾殆ト戦地ノ如ク：（中略）：遂ニ大ニ病毒ヲ神戸兵庫ニ撒布シ行々京阪滋賀ノ間ニ傳播セシムルニ至レリ

この間の模様を当時大阪陸軍臨時病院にて職務にあたっていた石黒忠憲⁽²⁹⁾は、九州を出立した西南戦争の凱旋兵を神戸にて迎え入れる際、「醫務衛生ノ方法ニ至テモ亦大阪臨時病院医官ニテ之ヲ可否スルノ權ナシ」として、コレラ患者の侵入・拡大を食い止めることができず、その後、東海道に向かうための汽車の中、コレラを発病する者が続き、京都府療病院に送ったが、それをみた地方官は、「大ニ驚キ即時ニ府下ノ醫師シ徵發シ」、急遽避病院を建設したと振り返る⁽³⁰⁾。このコレラの流行をめぐり、石黒の見解からは、「維新以来本年（明治一〇年―筆者注）ヲ以テ最初トス且ツ近年官民共ニ衛生ノ事項漸ク端緒ニ就キ小民ト雖此病ノ恐戒ス可キヲ知」ることとなったが、「小民」は「伝染ノ理由詳細ヲ問ハス軍人ト見レハ概シテ畏避スルコト虎狼ノ如ク」ある状態であり、先の地方官も含め、官も民も実際のコレラの流行に対して混乱していた様が如実に表れる⁽³¹⁾。そしてこの年のコレラ対策に関して長與の見解も石黒と同様であった⁽³²⁾。

虎列刺病豫防心得は去る明治十年八月廿七日内務省乙第七十九號を以て公達せられたるを始めとし海港檢疫の事と各家豫防の事とを掲げ醫師衛生掛警察官吏等を委員として取扱はしむ當時安政以後始めての虎列刺病流行に遭遇し官民共に豫防消毒の事に熟せず只倉皇狼狽の間に経過せり

維新以来初めてのコレラの流行に対して、「倉皇狼狽」した官と民を長與も見ていたのである。

三 傳染病豫防法心得書

一万人以上の患者を確認した明治一〇年のコレラの流行が終熄したのもつかの間のことであつた。明治一二年には再びコレラの流行が始まつた。コレラの甚大な被害を眼前に控え、内務省は急遽、虎列刺病豫防規則を用意した。内務省は明治一二年のコレラの流行が始まる前より、「傳染病ノ恐れヘキヤ獨虎列刺ノ一病ニ止マラス赤痢、腸窒扶斯、發疹窒扶斯、痘瘡、實扶埵里亜ノ如キ皆以テ慘毒ヲ社會ニ流ス者」として「傳染病預防規則ヲ起卹」し、その準備を進めていたが、「其未タ發行セサルニ先チ京撰以西ニ於テ虎列刺病流行シテ神奈川等ノ諸縣ニ波及」したことが確認されたため同案の公布に先立ち、「該規則中ヨリ虎列刺病ニ関スル條項ヲ拔キテ」、「虎列刺病豫防規則ヲ定メテ布告」されることとなつたのである。⁽³³⁾同年のコレラの流行はすさまじく、その被害は一六万人以上の患者を出し、一〇万人以上の人命を鬼籍に追いやつた。⁽³⁴⁾

甚大な被害をもたらした明治一二年のコレラの流行もその年の一二月には終熄し、翌年には内務省はいよいよ傳染病豫防規則の制定に本格的に着手し始め、同規則公布に向けた上申書が作成されることとなつた。明治一三年六月一二日付太政大臣宛「傳染病豫防規則御公布之儀上申」がそれである。⁽³⁶⁾当該上申書の一部は『医制八十年史』等においても紹介されているが、その内容は、コレラ予防のみでなく、天然痘やデフテリア、チフス等の伝染病に対しても対策が必要であるとしたものであり、「臨時ノ公告而已ニテハ或ハ豫防救治トモ手後レ相成候憂モ有之」⁽³⁸⁾との懸念を踏まえたものであつた。

この上申書において指摘された傳染病豫防規則は太政官布告第三十四号として明治一三年七月九日に公布されることとなつたのであるが、⁽³⁹⁾内務省は当該上申書において同規則の必要性に併せて、「傳染病豫防法心得書」の必要性も指摘していた。⁽⁴⁰⁾

尤モ右規則（傳染病豫防規則―筆者注）ノミニテハ實際施行ノ順序等詳悉ナラサルヨリ或ハ費用濫出等ノ弊有之哉モ難計ニ付別ニ傳染病豫防法心得書ヲ編製シ當省ヨリ可致布達ト存候

そして傳染病豫防規則の公布に向けた上申がなされた翌月、今度は傳染病豫防法心得書制定に向けた上申がなされることとなった。「傳染病豫防法心得書布達之儀上申」がそれである⁽⁴¹⁾。

傳染病豫防法心得書布達之儀上申

去六月十二日ヲ以テ傳染病豫防規則御公布之儀上申之節尚ホ當省於テ布達致スベキ豫防法心得書之儀ハ中央衛生會ニ於テ取調中ニ付追テ可及上申旨附箋致置候處即今取調出来候間別冊草案之通布達候様致度此段及上申候也

明治十三年七月十三日

内務卿松方正義

左大臣熾仁親王殿

内務省によつて上申された傳染病豫防法心得書は、内務部、法制部の「勘査」もなされた⁽⁴²⁾。同年八月五日付勘査書では、「別紙内務省上申傳染病豫防規則心得書布達ノ儀ヲ案スルニ本年第三十四號布告傳染病豫防規則ハ其要領ヲ示シタル迄ニ付発病ノ原因預防法ノ區別消毒藥ノ用方等ヲ審カニシ一般人民ニシラシムルハ最緊要」のことはあるが、「斯ル解シ易カラサル大部ノ書冊ヲ布達スルモ中等以下ノ人民ニ熟知通用」させることは困難であり、またその費用の問題もあり、「之ヲ一般ニ布達スルハ徒ラニ地方ノ費用ヲ増シ其實際ニ至ツテハ却テ其効少キ」と判断され、一般への布達は見送られ、各地方官が必要部分を「論達」等することとされていた。この点

をふまえ八月二三日には内務省の先の上申については修正の上、「各府縣へ可相達事」とされた。⁽⁴³⁾そして傳染病豫防規則の制定より遅れること約二か月、明治一三年九月一〇日には、内務省乙第三十六号が出される運びとなつた。⁽⁴⁴⁾

乙第三十六號（九月十日 輪廓附）

東京警視本署 府縣

本年第三十四號傳染病豫防規則布告相成候ニ付傳染病豫防心得書別冊相達候條各地方廳ニ於テ時宜ヲ量リ節略諭達シ實際豫防行届候様取計フヘシ此旨相達候事

ここで「別冊」として作成された傳染病豫防法心得書の総論では次のように傳染病対策の必要性を明らかにした。⁽⁴⁵⁾

凡ソ傳染病ハ其種類多シト雖モ流行性傳染病ノ一旦萌動シテ其蔓延ノ熾ナルニ至テハ救療ノ法モ治ク及ヒ難ク終ニ其猖獗ヲ縱ニシ慘酷ヲ極ムルニ至ル然ルニ豫防法アリテ之ヲ守ル嚴ナルハ其病害ヲ未熾ニ防遏スヘシ加之消毒法アリテ之ヲ行フ密ナルハ各種ノ病毒ヲ消滅スルヲ得ヘシ消毒法ハ即チ豫防法ノ一種ニシテ殊ニ其効驗確實ナルモノナリ

ここでは流行性傳染病に対する特段の注意が喚起されている。そしてその具体的な方法には、次の点が重要であるとされた。⁽⁴⁶⁾

目今本邦流行傳染病中最モ豫防注意ヲ要スヘキハ虎列刺、腸窒扶私、赤痢、實布埤利亜、發疹窒扶私、痘瘡ノ六病トス而テ各種ノ病症ニ從ヒ豫防ノ法モ亦其趣ヲ異ニスト雖モ其要領ハ之ヲ約スルニ四項ニ出テス其一ハ病毒ノ萌動及ヒ蔓延

ノ因ヲ除去スルニアリ（即チ清潔法）其二ハ各人體中有スル所ノ感受性ナカラシムルニアリ（即チ攝生法）其三ハ病毒傳播ノ媒介ヲ隔離スルニアリ（即チ隔離法）其四ハ傳染病毒ヲ消滅スルニアリ（即チ消毒法）右ノ四項ニ依リ豫防ノ事ヲ施サ、ルヘカラス故ニ其大意ヲ示ス左ノ如シ

ここに伝染病対策における、清潔法、攝生法、隔離法、消毒法の重要性が指摘されたのである。

明治一二年のコレラの流行から翌一三年にかけては、衛生委員制度や府県衛生課の創設、傳染病豫防規則の公布、そして傳染病豫防法心得書が制定されるなどして、衛生行政の方針・体制が示されることとなった。⁽⁴⁷⁾ 今回のこの新たな心得書に対して長與は「同十三年更に傳染病豫防規則を布かれ傳染病豫防法心得書を附して清潔法攝生法隔離法消毒法の四項に分ち示されたり之を第二の心得書とす當時警察の組織尚ほ幼稚に属し警察官郡吏町村吏衛生委員等総掛りにて豫防消毒法を施行せり」と振り返る。⁽⁴⁸⁾ 新たな制度において示された「清潔法攝生法隔離法消毒法の四項」に注目する一方、長與の関心は「警察官郡吏町村吏衛生委員等」が「総掛りにて豫防消毒法を施行」する光景に向けられていたのである。

四 虎列刺病豫防消毒心得書

明治一二年のコレラの流行が去った翌年、明治一三年には傳染病豫防規則が制定され、その約二か月後には傳染病豫防法心得書が提出された。この明治一三年の心得書が出された後、明治一五年には再びコレラの大流行にみまわれた。この年は五万人以上の患者を出し、三万人以上の人命が失われた。明治一五年の後には明治一九年の流行が見られ、一五万人以上の患者が観察された。明治一二年以降、その被害の大きさから明治一五年と一九

年の流行に目を奪われがちになるが、被害状況を比較すると、明治一八年にも約一万三千人の患者を出し、九千人以上の人命が鬼籍へと追いやられた。その数は維新以降最初の流行が見られた明治一〇年のそれとほぼ同じ被害状況であった。⁽⁴⁹⁾ 内務省ではこの明治一八年の流行の被害を「其病勢ノ劇悪ナルハ却テ十五年ノ右ニ出テ其甚シキ者ニ至テハ一兩三回ノ吐瀉ニシテ斃レ其期僅カニ一時間ニ過キサル者アリ亦其劇悪ナルヲ推知スヘキナリ」として重要視していた。明治一八年の一二月に至ると、コレラの流行が終熄したことが確認され、次の対策が採られることとなった。⁽⁵¹⁾

本年長崎港流行ノ虎列刺病ハ其病性頗險悪ナルヲ以テ萬一毒ヲ明年ニ遺シ温暖ノ候ニ乘シ再燃スルカ如キ「アラハ實ニ恐ルヘキカ爲苟モ病毒潜伏ノ虞アル者即チ便所下水及惡水ノ瀦滯スル場所等ハ此際充分ニ浚渫疏通シ一層清潔ナラシメ必前功ヲ全クスヘキ旨廳府縣ニ内訓セラレ：(中略)：本省ニ於テハ豫防其機ヲ誤ラサランカ爲メ地方官ニ訓令シテ檢疫遮斷消毒等ノ方法ヲ嚴行セシメタリ

明治一八年のコレラ流行の終熄後には、翌年のコレラの再燃を恐れ、檢疫遮斷消毒等の方法の厳行が地方官に訓令された。しかし翌年の二月には早くも徳島県令よりコレラ患者発生の報告がなされることとなり、報告を受けた内務省は後藤新平を現地に派遣し、徳島県では檢疫委員も選出された。⁽⁵²⁾

十九年二月六日復タ徳島縣令ヨリ虎列刺病發生ノ電報ニ接ス曰ク徳島縣下勝浦郡田浦村ニ於テ本月一日虎列刺病發生爾來小松島浦本庄、江田、前原ノ各村ニ於テモ同病發生病勢劇烈ニシテ流行ノ兆アリ尋テ七日マテニ總患者二十八名ニ上リ内死亡十四名其急劇ナル者ニ至リテハ九時間以内ニ斃ルト依テ傳染病豫防規則第十五條ニ據リ其地ニ遮斷法ヲ行ハシ

メ又同縣ニ交通アル府縣ニ達シテ港灣ノ船舶往來ニ注意セシメ且在大阪内務四等屬加藤尚志ニ命令シ大阪兵庫兩地方ノ主任官ニ協議シテ海路ノ取締方ヲ嚴重ニシ且徳島縣ニ達シ病毒萌發ノ局處ニ於テ十分ノ力ヲ盡シ撲滅ノ効ヲ奏スル「カメシメ又内務四等技師後藤新平ヲ該縣下ニ派遣シテ其病況ヲ視察セシメラル是ニ於テ同縣ハ檢疫委員總數六十一名巡查五十八名ヲシテ檢疫ニ從事セシメ又勝浦郡ヨリノ交通ヲ遮斷スルカ爲別ニ警部八名巡查五十七名ヲ派シ公用ノ外一切通行ヲ嚴禁シタリ該病ハ勝浦郡各村ノ外名東、那賀ノ二郡ニモ派及シタレ」⁽⁵⁴⁾十九日ニ至リテ病勢衰退シ殆ト終熄セリ

徳島県では檢疫委員や巡查たちの活動もあり、一九日には病勢終熄したと判断された。ところが徳島県のコレラが終熄したのもつかの間、その二か月後には今度は大阪にて「虎列刺漸ク蔓延ノ兆」との報告が確認され、警戒が強められた。⁽⁵⁵⁾五月には檢疫事務取調委員も置かれることとなった。

同（明治一九年五月―筆者注）十八日省中ニ檢疫事務取調委員ヲ置キ衛生局長長與專齋内務書記官白根專一警保局長清浦奎吾衛生局次長石黒忠恵内務省參事官黒田綱彦ニ該委員ヲ命シ豫防檢疫ニ關スル事務ヲ處理セシメラル

そして同月二四日には明治一八年のコレラの流行の経験から虎列刺病豫防消毒心得書が庁府縣に頒布された。⁽⁵⁵⁾

同二十四日虎列刺病豫防消毒心得書（書中章ヲ分チ第一撲滅法第二檢疫委員第三避病院第四遮斷法第五消毒藥ノ種類並用法トス）ヲ廳府縣ニ頒布シ明治十三年九月内務省乙第三十六號達ト參互シ機變ニ應シテ措置セシメラル此心得書ハ更に昨年該病流行時ノ經驗ニ徴シテ編成シタルモノナリ

これ以降、傳染病豫防法心得書（内務省達乙第三十六号）と新たに頒布された虎列刺病豫防消毒心得書を「參互

シ機變ニ應シテ措置」することとなった。

ここに頒布された虎列刺病豫防消毒心得書は先の指摘にあるように、その書中を五章に分けられ、第一撲滅、第二檢疫委員、第三避病院、第四遮斷法、第五消毒藥ノ種類並ニ用法から編成されていた。当該心得書冒頭には、「先年來我邦ニ於ル虎列刺病ノ流行猖獗ヲ極メタル事實ニ就テ觀察スルモ其初發乃チ僅々二三ノ患者ニ過キサルノ時ニ於テ活發ノ手段ヲ以テ迅速之カ撲滅ニ着手シ且其消毒法ノ綿密周到セルモノハ常ニ良結果ヲ呈シ流行猖獗ニ至ラズ又未タ該病發生ヲ見サル所ニ在テハ清潔其他ノ豫防法ヲ施行」することが求められている。⁽⁵⁶⁾しかし本年すでに徳島や大阪にてコレラ患者も発見され、コレラの流行が予見されていたため、「嚴重防遏ノ處置ナカルベカラス左ニ昨年來經驗セル豫防消毒法ノ要領ヲ列記シ其方法順序ヲ示ス」として、流行時の対策が示されることとなったのである。⁽⁵⁷⁾一旦コレラの流行が確認されるならば、行政はその撲滅を図らなければならない。その撲滅法として、当該心得書第一条には、「虎列刺病者發シタル其消毒撲滅法ヲ實施スルハ府縣廳アルノ市街ニ於テハ巡查等主トシテ擔當スルモノ」とされ、その監督者には「經驗ニ富ミタル警部若クハ衛生課員」等が予定された。そして第十九条では市街地において近隣への伝播を防ぐために交通遮斷が行われた際には、「巡查等ヲ以テ充分交通ノ取締ヲ爲」すこととされた。『明治廿三年虎列刺病流行記事』は同心得に至る経過とその意義を次のごとく報告している。⁽⁵⁸⁾

虎列刺病ノ豫防規則ハ明治十年ノ流行ニ際シ始メテ内務省ヨリ公達セラレ十二年ノ大流行ニ當リ虎列刺病豫防假規則ノ發布アリ其翌十三年傳染病豫防規則トシ他ノ傳染病ト共ニ一篇ノ法律トシテ發布セラレ傳染病豫防法心得書ヲ附シ清潔攝生隔離消毒ノ四項ニ分チテ其方法ヲ示シ地方ノ情況ニ從ヒ斟酌施行セシメラル其後數回ノ流行ヲ經十九年ニ至リ更ニ該心得書ヲ改正セラレ豫防ノ事ハ警察官吏ノ主任スル所トナリ隔離遮斷ノ事及ヒ患者ヲ避病院ニ移ス等モ警察官吏ノ

見込二任シ家内消毒ノ事ニ至ルマデ細大總テ警察官吏之ヲ施行シ即チ傳染病豫防消毒ノ事ハ全然官務ニ屬シタリ

伝染病流行時の対策のための現場では巡查等がその撲滅等を図ることがここに明確に規定された。明治十九年の地方官官制が出される約二か月前のことである。

ところで長與は明治十九年のコレラ予防の「心得書」に関して次のように指摘している。⁽⁵⁹⁾

其第一章に虎列刺病撲滅豫防の事ハ巡查主として之に任し警部衛生吏員は之か監督を為すとありて家内の消毒は勿論發病の時日原因或は近傍同患者の有無等の事項を訊問し果して真正の虎列刺患者なることを認め又は其家族若くは近隣に同患者あることを發見するときは直ちに之を避病院に送致し交通を遮断する等総て巡查の職權を以て施行することとなり又第十六條傳染性のものは特に避病地に送ること且近隣に貧民多きか又は其家は廣くとも多人數群居するとき又ハ狭くして危険なる時は避病院に送ることとありて成丈けは避病院に送るの傾にて實際に於ても巡查の取計にて多くは送院することとなり又遮断法の如きは特に第四章の一綱を掲げて其重きを示し流行熾盛の地と雖も五戸十戸を合せて繩張等を見ることがあり…(中略)…豫防消毒の事は一切巡查の持切りにて室内消毒は勿論病原の質問もなし病性に依り一家若くは近隣を合せて交通を遮断することに至るまで悉く皆巡查の見込次第取計ふことにて警部衛生官吏等監督することとなりし…(以下略)

長與からすれば、明治十九年のコレラ対策は、「すべて巡查の職權を以て施行」することとされ、「豫防消毒の事は一切巡查の持切り」となってしまった。こうした状態を長與は後に次のように振り返る。⁽⁶⁰⁾

警察一手持の衛生行政は女性なき男世帯の如く甚た氣樂なるに似たれとも、圓滑なる和氣を失ひ周到の注意を缺き所詮

家運長久の策にはあらかし

「一切巡査の持切り」となる、「警察一手持」の衛生行政を長與は批判したのである。

五 傳染病豫防及消毒心得書

明治一九年の虎列刺病豫防消毒心得書が出されたこと⁽⁶¹⁾で、コレラ対策の現場において巡査や警部の介入が大幅に許容された。主にこの巡査等の管理の下に進められるその対策は明治二三年を迎えると修正がせまられた。八月四日、傳染病豫防及消毒心得書は内務省において調査が終了したこと、そして「傳染病豫防心得書総則及虎列刺ノ部竝ニ傳染病消毒心得書ハ左ノ如シ」としてその内容が判明した。⁽⁶²⁾一〇月一日には「明治十三年九月當省乙第三十六號達」が廃されることが庁府県に対して知らされ、⁽⁶³⁾新たな傳染病豫防及消毒心得書を用いることとなった。その間の模様は次の如くである。⁽⁶⁴⁾

十月十一日本省訓令第三十四號ヲ以テ明治十三年本省乙第三十六號達傳染病心得書ヲ廢ス同日廳府縣長官ニ訓令スルニ傳染病心得書及虎列刺病豫防消毒心得書ヲ改正シ更ニ傳染病予防心得書を頒布ス自今豫防ノ方法ハ此趣旨ニ基キ施行スヘシ但シ該心得書ハ主トシテ市町村ニ於テ遵行スヘキ方法ヲ示スモノナルニ付監督官廳ニ於テ施行スヘキ要件ハ従前ノ例ヲ參酌シ適宜措置スルヲ要スル

例えば今回の内務省の動きを受けた東京府では、一二月二〇日、「今般内務省ニ於テ明治十三年九月同省乙第三

十六號達傳染病豫防心得書及明治二十年八月同省訓第六六五號訓令虎列刺病豫防消毒心得書ヲ改正シ更ニ左ノ傳染病豫防心得書ヲ定メラレタルニ依リ自今豫防ノ方法ハ此趣旨ニ基キ措置スヘシ」とし、府下へ新たな傳染病豫防心得書を訓令した。⁽⁶⁵⁾

明治二三年の傳染病豫防及消毒心得書は、「傳染病ノ流行ハ一人一家ヨリ町村郡市ニ及ヒ遂ニ延テ府縣全國ノ災害トナル」として「一人一家」の病毒撲滅の重要性を指摘する。⁽⁶⁶⁾しかし傳染病が市町村において発生した際には医師による対策が求められた。⁽⁶⁷⁾

若シ其市町村ニ傳染病者發生スルコトアレハ所在ノ醫師ハ成規ノ通報ヲ為シ豫防上ノ要件ヲ病家ニ示諭シ病家ハ醫師及ヒ當該吏員ノ示諭スル諸件ヲ守リ當該吏員ハ十分ノ注意ヲ以テ豫防消毒ノ處置ニ疎虞遺漏ナカラシムコトヲ務ムヘシ

加えて「而シテ豫防の方法ヲ實際ニ徹底セシメントスルニハ衛生組合ヲ設ケ組合中互ニ警戒扶持スルヲ良シトス」として傳染病対策の徹底を図るために衛生組合の活用も予定された。⁽⁶⁸⁾『衛生局年報』は次のように評価している。⁽⁶⁹⁾

十月十一日傳染病予防心得書ヲ改正頒布ス抑々傳染病予防ハ町村自治團體ノ負擔スヘキモノナルヲ以テ茲ニ舊來ノ方針ヲ改メ醫師ノ義務竝ニ町村衛生組合ノ責任ヲ重クシ以テ自治豫防ノ便ヲ謀リタルモノニシテ専ラ市町村制ノ主趣ニ副ハシコトヲ欲セシナリ

ただし、二三年の心得書に「市町村ノ衛生主務吏員又ハ警察官吏ハ傳染病者ヲ診斷セル旨醫師ノ通知ニ接シタル

トキハ速ニ病家ニ臨ミ病室器具被服及ヒ便所等ノ消毒ヲ施行スル等相当ノ處分ヲ怠ラサランコトヲ要ス前項医師ノ通知ニ接セサルモ傳染病ニ疑ハシキ患者アルトキハ衛生主務吏員又ハ警察官吏ハ醫師ヲシテ之ヲ診察セシメ其見込ニ從ヒ豫防消毒ノ處置ヲ為スコト前項ノ如クナランコトヲ要ス」(第三条)とあることから明らかのように、警察の活用が排除されたわけではない。明治一九年の虎列刺病豫防消毒心得書では、先にも指摘したとおり巡查、あるいは警察の介入が大幅に認められた。これに対して明治二三年の心得書では、医師及び衛生組合の活用を中心として、病家、衛生主務吏員、警察官等、その役割の規定あるいは見直しがなされたのである。

伝染病対策、ひいては近代衛生行政と医師の關係は長與の中では重要であつた。「はじめに」でもふれたとおり、長與は岩倉遣外使節団に随行した際に近代衛生行政を発見した。その際、「其の(近代衛生行政―筆者注)本源は醫學に資れるものなれば醫家出身の人ならでは任すへき様なし」⁽⁷⁰⁾と述懐している。以後、「畢生の事業としておのれ自ら之に任すへし」⁽⁷¹⁾と決意し、帰国後、長きにわたり衛生局の局長としてその任を果たすこととなるのである。長與は衛生行政を担当あるいは指導するに際して、医師であるということ、に關して特別な思いを抱いていたのである。⁽⁷²⁾こうした姿勢は地方の伝染病対策を見る際にも生かされており、「改正においては―筆者注)病原の尋問は即醫師業務上のことゆへ醫師に任せて巡查は別に尋問せざることと見ゆ」⁽⁷³⁾として指摘するのである。日常の予防消毒においても「皆醫師の指図に據りて人々用心することとなり」⁽⁷⁴⁾として注目した。今回の改正において長與の立場からは、従来警察の手に一任された事柄が見直されたことは明らかであつた。今回の改正について長與は次のように指摘する。⁽⁷⁵⁾

畢竟豫防上に就き其受持を定め最初に虎列刺患者たることを認め警報を家人に傳へ豫防消毒の方法を示指するは醫師の任なり…(中略)…従来警察の手に一任したる内外細大の事柄を醫師病家衛生組合(或は隣保)衛生主務吏員警察官等

と夫々分擔したるものに付今般の改正は今日の政体に応じ人情に適し畢竟斯くならざるべからざるもの

長與は、「警察の手に一任」された衛生行政ではなく、医師、病家、衛生組合、衛生主務吏員、警察官等によって「夫々分擔」された、多元的な衛生行政を指向していたのである。

ところでこれまでの長與專齋の衛生行政論に関しては「自治」の問題に注目し議論がなされてきたことはすでにふれた。もちろんこの時点においても長與は「自治」に注目し衛生行政を構想していた。⁽⁷⁶⁾しかし一方で「自治精神の未だ発達を遂げざる今日」においては「非常の大事を人民に放任し警察官吏等は遙かに監督の地に立ち傍觀するが如きことあらは所謂理論倒れとなり虎列刺の病毒は其隙に乘し自由自在に其猖獗を逞ふするは火を賭るよりも明らかなり」として警察官吏等の介入の必要性を指摘している。なるほど笠原英彦氏が指摘するように、長與の構想する「自治」の觀念に従う衛生行政と衛生行政に対する警察の介入は相互に対立するものではなく、時として反発し、時として提携するものとして理解することができ⁽⁷⁸⁾る。長與は今回の改正に際して「予防消毒のことは之を自治に一任して警察官は与かり知らざるの旨意にはあらざる」と強調するのである。⁽⁷⁹⁾

一方長與は、明治一〇年以來のコレラ対策を振り返り、「明治十年以來虎列刺豫防消毒の事たる一切政府の持切となり醫師戸長郡吏衛生官吏警察官吏等時に從て其任する所輕重ありと雖或は豫防委員と云ひ或は檢疫官と唱へ総て官府にて之を組立て予防の事に從はしめ」として「官府」にてコレラ予防がなされてきた経緯もあるとしている。⁽⁸⁰⁾しかしこうした「官府」による対策では「人民に於ては豫防の事は一切御用仕事」として認識されてしまい、人民の協力が得られないこともあり、今回の改正では人民の役割に注目し、「自治制の下にある人民なれば多少其覚悟を為しつづあるの今日」として、⁽⁸²⁾長與は衛生組合等を通じた「自治人民の本分」すなわち住民自らあるいは隣保相互の健康管理・伝染病予防を期待するのである。⁽⁸³⁾そこで長與は自らの「理論倒れ」を防ぐために

も、「官府」と「自治人民」の役割に注目し、目指すべき衛生行政の方向性を示している。⁽⁸⁴⁾

官民共其改正の趣旨（明治二三年の心得書の趣旨―筆者注）を会得し漸次官府の為すべき事項と人民の為すべき事柄との分界を定め尚ほ其上にも警察官吏の監督を受け一致協力して恰も同舟相濟ふか如く情誼相投じて軋轢隱蔽等の不詳を見ることがなく始めて真正の豫防法を施行することを得べし

長與は「官」と「民」の視点から、それぞれの「分界」を意識し、警察官吏の監督も加味しながら、「一致協力」することが必要であるとするのである。

六 おわりに

清国においてコレラ流行の知らせを受けた内務省衛生局は、コレラの国内への侵入を阻止することに力を注いだ。だが、外交上の判断もあり、明治一〇年八月下旬には虎列刺病豫防法心得を制定した。これを長與はコレラ予防の「始め」と位置づけた。しかし、明治維新以後最初のコレラの流行に対しては、行政側も住民も混乱の中に身を置くこととなった。長與はそこに狼狽する官と民を観察していた。

明治一〇年のコレラの流行が終熄したのもつかの間、明治一二年には再びコレラの流行に見舞われることとなった。この年は一六万人以上の患者を出すこととなった。そこで翌年には傳染病豫防規則が制定され、これに合わせて傳染病豫防法心得書が出された。ここでは、清潔法、攝生法、隔離法、消毒法の四項目を基調として伝染病対策の方針が打ち出されていた。この心得書に対して長與はこの四項目に注目する一方、その実施においては、

警察官郡吏町村吏衛生委員等が総掛りにて予防消毒法を施行する光景を目の当たりにしたのである。

コレラ被害はその後も続き、明治一五年、一九年にも大流行をした。その間にあつて明治一八年の流行は従来、それほど注目されてこなかったが、内務省としては問題視していた。被害状況も明治一〇年に匹敵するものであった。この年の流行を受けて、翌年には新たな心得書が提出された。虎列刺病豫防消毒心得書がそれである。これ以降、二三年の新たな心得書を獲得するまで、傳染病豫防法心得書と虎列刺病豫防消毒心得書を「參互」することとなった。この新たな心得書では『明治廿三年虎列刺病流行記事』が認めるように、「豫防ノ事ハ警察官吏ノ主任スル所」となった。長與は「豫防消毒の事は一切巡査の持切り」となったことを指摘した。この事態を長與は批判したが、明治二三年の心得書を獲得することで修正が図られることとなる。

従来の研究によって明らかにされたように、長與の理想とする衛生行政は「自治」観念を重視したものであった。そのため、明治二三年の傳染病豫防及消毒心得書では、衛生組合の役割も強調され、長與の満足感を高めるのに寄与するものであった。この新たな心得書では、衛生組合に加えて、學術の進歩に裏打ちされて、医師の役割も見直された。長與にとって衛生行政に携わるということと、医師であるということは重要な関係を持つており、この点も評価に値するものであった。さらにここでは、衛生主務吏員や警察官の役割も期待されていた。長與は衛生行政における警察の介入を単に批判したわけではなかった。彼は「一切巡査の持切り」となる衛生行政を受け入れることができず、医師、病家、衛生組合、衛生主務吏員、警察官等、衛生行政における関係者及び関係機関が多元的に機能する行政を支持したのであった。その際、「官民共ニ其改正の趣旨（明治二三年の心得書の趣旨―筆者注）を会得」することが重要であり、「官府の爲すべき事項」と「人民の爲すべき事項」との「分界」を定めることの必要性を指摘した。長與は理論倒れを防ぐためにも、警察官による監督も加味しながら、「官」と「民」の視点から、それら相互の連携の中に、衛生行政の成功を見ていたのである。

付記

本稿は二〇〇七年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B））「内務省の衛生行政―長与専斎と石黒忠恵―」（課題番号：18720174）による成果の一部である。

- (1) 『松香私志（上）』明治三五年、四五―六四頁。
- (2) 『松香私志（下）』明治三五年、一九―二二頁。
- (3) 「衛生意見」国立国会図書館所蔵『大久保利通文書』。
- (4) 同心得は「伝染病予防法の先駆をなすものである」と評価されている（厚生省『医制百年史』一九七六年、二九頁）。
- (5) 前掲『医制百年史』、三〇―三二頁。
- (6) 同規則に関しては、明治一二年のコレラの大流行の経験を経て制定された、「初めての総合的伝染病予防法規」として紹介されている（前掲『医制百年史』一三〇―一三一頁）。
- (7) 同心得書に関しては「傳染病豫防規則の付属法規」として紹介されている（前掲『医制百年史』、一三二頁）。
- (8) 前掲『医制百年史』、一三四頁。
- (9) 「長與専齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（第八六号）』明治二三年七月、四二頁。なお小林丈広氏はこの時の長與の演説を長與と衛生組合の關係に注目し評価している（『近代日本と公衆衛生―都市社会史の試み―』雄山閣出版、二〇〇一年、四四頁）。
- (10) 鶴見祐輔『後藤新平（一卷）』勁草書房、一九八五年、三〇三頁。
- (11) 大霞会編『内務省史（三卷）』原書房、一九八〇年、二四三頁。
- (12) 笠原氏は、「近代日本における衛生行政論の展開―長与専斎と後藤新平―」（『法学研究』六九（二）、一九九六年）、『衛生警察』と『自治衛生』の相剋（笠原英彦・玉井清編『日本政治の構造と展開』慶應義塾出版会、一九九八年）等、精力的に近代衛生行政を長與専斎と「自治」の視点から考察されている。

- (13) 例えば、「(長與は「筆者注」衛生組合を『衛生自治』の担い手として期待した」(前掲『近代日本と公衆衛生―都市社会史の試み―』、四五頁)、「内務省衛生局は、発足の当初から初代局長・長與專齋を中心に、衛生自治による衛生行政を一貫して追及してきた」(溝入茂『明治日本のごみ対策―汚物掃除法はどのようにして成立したか―』リサイクル文化社、二〇〇七年、六〇頁)、「長與專齋は、自伝の中で、公選衛生委員全廃と地方衛生の警察移管について『一九年の頓挫』と記し、自治的衛生制度が根づかなかった日本の実態を慨嘆している」(新村拓編『日本医療史』吉川弘文館、二〇〇六年、二三三頁)等の指摘がなされている。
- (14) 外山幹夫『医療福祉の祖長与專齋』思文閣出版、二〇〇二年。
- (15) 石黒忠恵譯述『虎烈刺論』大学東校官版、明治四年、序一頁。
- (16) 外交史料館所蔵「虎烈刺病予防法施行関係書類」。
- (17) 内務省衛生局『明治十年虎烈刺病流行記事』、一四頁。
- (18) 前掲『明治十年虎烈刺病流行記事』、一四―一五頁。
- (19) 前掲『明治十年虎烈刺病流行記事』、一六頁。なお明治一〇年七月二三日には、外務省にて寺島外務卿とパークス英国公使との間で清国廈門におけるコレラについて協議がもたれていた。この時、パークスは前日、「岩倉大臣」との間に、「拙者ハ真之コレラト者不申止」としたことを明らかにし、さらなる事実調査の必要性を指摘していた。一方、長與は清国コレラを憂慮し、現地領事への電信をもって調査を依頼していた(前掲『虎烈刺病予防法施行関係書類』)。長與は明治一〇年のコレラ対策を振り返り「如何なる故にや船舶検査のことは英国公使に拒まれ交渉往復に時日を費しぬるうち、病毒いつの間にか長崎港に入り…(以下略)」としている(前掲『松香私志(下)』、二二頁)。
- (20) (21) 前掲『明治十年虎烈刺病流行記事』、一六頁。
- (22) 前掲『明治十年虎烈刺病流行記事』、一六―一七頁。
- (23) 前掲『明治十年虎烈刺病流行記事』、一六―一七頁及び三五頁。「虎烈刺病豫防法心得」『法令全書』(明治一〇年八月)。
- (24) 「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌(第八六号)』、四二頁。
- (25) 「虎烈刺病豫防法心得」『法令全書』(明治一〇年八月)。

(26) 前掲『明治十年虎列刺病流行記事』、一七頁。なお、『衛生局年報』(内務省編『明治期衛生局年報』東洋書林所収)は、この年のコレラについて「虎列刺ハ十年九月ニ始リ：(中略)：各地方虎列刺流行ノ景状ヲ調査スルニ患者ハ大坂府、熊本、長崎、神奈川ノ三縣ニ在テ殊ニ多ク之ヲ人口ニ比例スルモ亦其數頗ル夥多ナリ又患者ノ數ニ照シテ死亡ノ多キハ大坂府、兵庫縣、堺縣、及ヒ函館、札幌ヲ以テ最モ甚シトス」とまとめている(『衛生局第三次年報』一七一―一八頁)。

(27) 前掲『明治十年虎列刺病流行記事』、一七頁。

(28) 前掲『明治十年虎列刺病流行記事』、二〇―二二頁。なお、『衛生局第三次年報』は「西南ノ兵亂ニ際シテ虎列刺ノ流行ニ遭遇シ全局ノ力ヲ擧ケテ其防禦及ヒ撲滅ニ從事ス亦殆ト他ノ事業ヲ擴充整理スルノ暇ナシ」と報告している(大日方純夫・勝田政治・我部政男編『内務省年報・報告書(第五卷)』三一書房、一九八三年、五七一頁)。

(29) 石黒は大阪陸軍臨時病院當時を次のように振り返る。「十年三月二十一日に私は大阪へ出張を命ぜられました。：(中略)：(石黒は―筆者註)四通八達の要港たる大阪に臨時病院を設くるが宜しいという説を頑強に主張して遂にこの議が容れられ、直ちに大阪に臨時病院を設くることになり、病院長を命ぜられました。：(中略)：我が国でかくの如き多数の患者をひとところに収容したのはこれが初めてであつたので、私はこの病院の長として一切の処置をし、万事遺漏なきを期するに懸命の努力を致したのです」(『懷旧九十年』岩波文庫、一九九五年、二二九―二三〇頁)。

(30)(31) 石黒忠恵『大阪陸軍臨時病院報告摘要(第二号)』、明治一二年、一―五頁。当該報告をまとめるにあたり石黒は「西南ノ役起リ大阪ニ臨時病院ヲ置ル、ヤ予始終職ヲ此院ニ奉ス予此顛末ヲ紀述セスンハアラス：(中略)：遺漏杜撰ヲ顧ミス先ツ此冊子ヲ刊行ス」としている(石黒忠恵『大阪陸軍臨時病院報告摘要(第一号)』、明治一一年、一―二頁)。なお石黒が当該報告をまとめたのはその日付より明治一〇年一二月、大阪においてであると思われる(『大阪陸軍臨時病院報告摘要(第一号)』、三頁)。

(32) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌(第八六号)』、四二頁。当該演説は長與が、明治二三年七月二五日に開催された臨時常会において行ったものである(『大日本私立衛生会雑誌(第八六号)』、一頁)。なおこの演説は前掲『松香私志』にも掲載されているが省略が見られる。以下、本稿では当該雑誌に掲載されたものを用いるこ

ととする。

- (33) 前掲『内務書年報・報告書（第七卷）』、八四―八五頁。
- (34) 厚生省『医制百年史（資料編）』、一九七六年、五四五頁。
- (35) 内務省衛生局『明治十二年虎列刺病流行記事』、一頁。
- (36) 「傳染病豫防規則公布ノ件」国立公文書館所蔵『公文録』内務省之部六、明治十三年七月。
- (37) 厚生省『医制八十年史』、三七三―三七四頁。
- (38) 前掲「傳染病豫防規則公布ノ件」国立公文書館所蔵『公文録』内務省之部六。
- (39) 当該規則の評価は高く、『医制八十年史』では、「ここに初めて総合的伝染病予防法規が確立されたのである。：（中略）：近代的伝染病予防法規が漸く成立するに至ったものとして、予防史上重要な意義を有するものである」としている（前掲『医制八十年史』、三七四頁）。
- (40) 前掲「傳染病豫防規則公布ノ件」国立公文書館所蔵『公文録』内務省之部六。
- (41) (42) (43) 「傳染病豫防規則心得書布達ノ件」国立公文書館所蔵『公文録』内務省之部一、明治十三年八月。
- (44) (45) (46) 「内務省達乙第三十六號」『法令全書』（明治一三年九月）。
- (47) 前掲『医制八十年史』、一六一―一八頁。
- (48) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四二頁。
- (49) 前掲『医制百年史（資料編）』、五四五頁。
- (50) 前掲『内務省年報・報告書（一二卷）』、四二八頁。
- (51) 『衛生局年報』（明治一七年七月～明治二〇年二月）、三六頁。
- (52) 『衛生局年報』（明治一七年七月～明治二〇年二月）、三七頁。
- (53) 『衛生局年報』（明治一七年七月～明治二〇年二月）、三八頁。
- (54) 『衛生局年報』（明治一七年七月～明治二〇年二月）、三九頁。
- (55) 『衛生局年報』（明治一七年七月～明治二〇年二月）、四〇―四一頁。虎列刺病豫防消毒心得書は、例えば岩手県では「明治十九年六月廿一日岩手縣丙第八十八号達」として処理された（巖手縣第二部衛生課編纂『虎列刺檢疫

必携(完) 明治二〇年、六一—八六頁。

(56) 前掲『虎列刺檢疫必携(完)』、六一—六二頁。

(57) 前掲『虎列刺檢疫必携(完)』、六二—六三頁。

(58) 内務省衛生局『明治廿三年虎列刺病流行記事』明治二六年、二頁。

(59) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌(第八六号)』、四三頁—四四頁。

(60) 前掲『松香私志(下)』、三三—三四頁。

(61) 明治一九年の虎列刺病豫防消毒心得書は明治二〇年に以下より明らかなとおり、改正された。「明治二〇年—筆者注」八月十五日虎列刺病豫防消毒心得書(十九年五月訓令)ノ各章ヲ改正増補シ新ニ數章ヲ加ヘテ檢疫施行ノ方法ヲ指示シ此方法ニ基キ虎列刺病ノ豫防撲滅ヲ計畫スヘキ旨ヲ廳府縣ニ訓令セラル(『衛生局年報』(明治一七年七月—明治二〇年一二月、五一頁。

(62) 「傳染病豫防及消毒心得書」国立公文書館所蔵『公文類聚』(第一四編、明治二三年、第五七卷)。

(63) 「傳染病豫防心得書ヲ廢ス」国立公文書館所蔵『公文類聚』(第一四編、明治二三年、第五七卷)。「法令全書」明治二三年一〇月。

(64) 「傳染病豫防心得書」国立公文書館所蔵『記録 材料・功程報告・内務省(明治二三年度)』。

(65) 「東京府傳染病豫防心得書ヲ定ム」国立公文書館所蔵『公文類聚』(第一四編、明治二三年、第五七卷)。

(66) (67) (68) 前掲「傳染病豫防及消毒心得書」国立公文書館所蔵『公文類聚』。

(69) 『衛生局年報』(明治二三年一月—二月)、二頁。

(70) 前掲『松香私志(上)』、五六—五七頁。

(71) 前掲『松香私志(上)』、五七頁。

(72) 明治二七年、後藤新平の次の衛生局長の選任をめぐり、内務次官であつた渡邊千秋は井上馨内務大臣に対して以下の書簡を綴つた。「兎角速ニ任命被成候方可然哉ト愚考仕先以高田善一之儀長与ニ内談仕試候所何分首肯仕兼候談御座候右ハ恐らくハ矢張医海中より論シ候心算にも或ハ可有御座候」。渡邊の見解からすると長與は衛生局長には「医海中」より選出することを希望していることが判明する。もし渡邊の指摘通りであるとするならば、長與にとつ

て衛生行政の責任者の資質としては、「医海中」の人物、すなわち医者であることが重要であったのである（『井上馨宛渡邊千秋書簡』国立国会図書館所蔵『井上馨関係文書』）。

(73) (74) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四四頁。

(75) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四五—四六頁。

(76) 明治三年の心得書に対して長與は「爾来學術も開け人智も漸く進むに従ひ虎列刺の病毒ハ武断腕力の能く制伏する所にあらず予防の方法は主として學術的の運動に由らざるべからざるの理も分り且一昨年自治の政体を定められたるに就ては万般の政治其趣を殊にし傳染病豫防の事の如きは特に其性質に於て自治の事業に属するを以て此般此改正の必要を見るに至りたるものと信ず」と指摘する（前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四三—四四頁）。

(77) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四六頁。

(78) 笠原英彦氏は次のように指摘する。「本来『衛生警察』と『自治衛生』は相互補完性を有するはずであるが、コレラの急襲に伴う社会的混乱は『衛生警察』の独走を許した。：（中略）：長与は確かに『衛生警察』の欠陥を指摘したが、『衛生警察』を排除しようとしたわけではない。むしろ『自治衛生』を育て『衛生警察』との両立を企図したのである」（『日本の医療行政—その歴史と課題—慶應義塾大学出版会、二〇〇七年、四八一—五一頁）。

(79) (80) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四六頁。

(81) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四七頁。

(82) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四六頁。

(83) (84) 前掲「長與專齋君の演説」『大日本私立衛生会雑誌（八六号）』、四八頁。